

**'24～'25年版**  
**ユーキャンのFP2級・AFP できるところ攻略テキスト**  
**法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■「第9版 第1刷（2024年5月24日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.33	◆奨学金／●給付型 ／本文2～3行目	～。対象となるのは、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の、～	～。対象となるのは、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯、 <u>扶養する子の数が3人以上の多子世帯（世帯年収等の要件あり）の、～</u>	2024.10.18
P.45	◆労災保険／本文8行目	～、特別加入制度があり、申請によって任意加入できます。～	～、特別加入制度があり、申請によって任意加入できます。 <u>2024年11月からは、企業や消費者から委託を受けて働く一定のフリーランスも特別加入できるようになります。～</u>	2024.10.18
P.49	③教育訓練給付／本文3行目以降（教育訓練の種類には…から脚注文末まで）	下記に差替え 教育訓練の種類には、「一般教育訓練」のほか、「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」があります。2024年10月からは「特定一般教育訓練」はキャリア形成に資する教育訓練に対して受講費用40%（上限は年間20万円）が支給され、さらに資格取得・就職した場合、教育訓練費の10%（年間上限5万円）が加算されます。 「専門実践教育訓練」は中長期的キャリア形成に資する教育訓練に対して受講費用の50%（上限は年間40万円）が支給され、資格取得かつ就職した場合には、追加で教育訓練経費の20%（年間上限16万円）が支給されます。さらに、資格取得・就職に加えて、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金に比べて5%以上上昇した場合は、教育訓練費の10%（年間上限8万円）を追加で支給します。		2024.10.18

P.79	◆老齢年金生活者支 援給付金／支給対象 の囲み	③前年の公的年金等の収 入金額*とその他の所得 との合計額が <u>878,900 円</u> 以下である	③前年の公的年金等の収入金額* とその他の所得との合計額が <u>889,300 円以下（1956 年 4 月 2</u> <u>日以後生まれの場合）</u> である	2024.10.18
P.100	表／確定拠出年金 （DC）の掛金限度 額（上の表）／個人 の限度額（月額）／ 確定給付企業年金等 のある会社員	12,000 円**	12,000 円** <u>（2024 年 12 月以降 20,000 円）</u>	2024.10.18
	同表／公務員	12,000 円	12,000 円 <u>（2024 年 12 月以降 20,000 円）</u>	2024.10.18